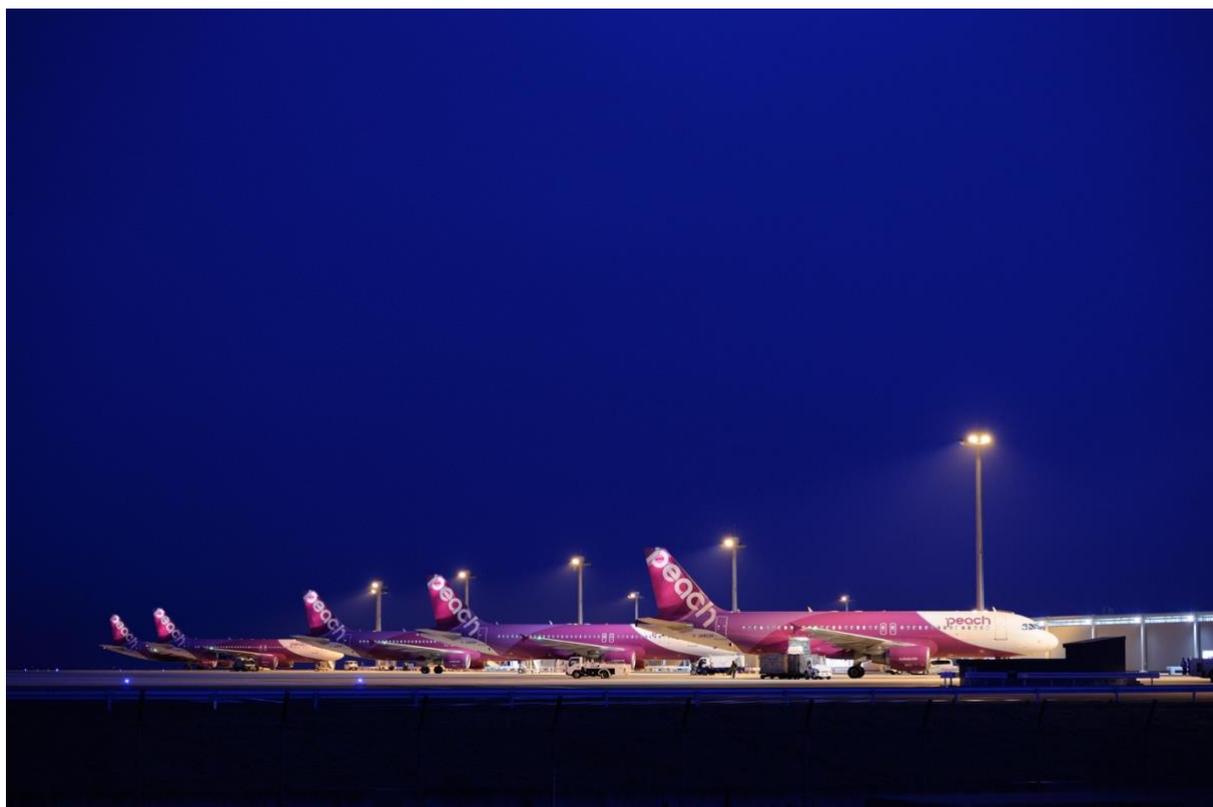




2017 年度 安全報告書



Peach Aviation 株式会社

報告対象期間: 2017 年 4 月 1 日 ~ 2018 年 3 月 31 日

本報告書は航空法第 111 条の 6 に基づき作成した報告書です。

はじめに

日頃より、Peach Aviation 株式会社をご愛顧頂きまして、誠にありがとうございます。

2017年度の「安全報告書」を是非とも御一読頂き、弊社の「安全」に対する取り組みについて、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

弊社は、2017年度の新規路線として、9月24日から仙台－札幌（新千歳）、札幌（新千歳）－福岡、札幌（新千歳）－台北（桃園）線を、9月25日から仙台－台北（桃園）線を開設しました。また、2018年3月1日には大阪（関西）－新潟線を、同年8月1日には大阪（関西）－釧路線を開設し、2018年8月時点で国内線16路線、国際線15路線の計31路線を運航しております。

年間の搭乗率は86.9%であり、多くのお客様にPeachをご利用頂くことが出来ました。さらには、就航開始の2年目から連続5期での増収を実現することができました。これまでご搭乗いただいたお客様ならびに関係者の皆様には深く感謝申し上げます。

今後も、政府が掲げる2020年の訪日旅客4000万人、そして2030年度6000万人達成に向けて、アジアのかけ橋を目指すPeachは、日本のインバウンド需要を牽引し、日本とアジアの空を盛り上げてまいります。

一方で、2018年3月24日福岡空港において重大インシデントを発生させてしまいました。お客様、および関係者の皆様には、多大なるご迷惑をおかけしましたことをここに深くお詫び申し上げます。

本重大インシデントは、運輸安全委員会にて原因の調査が継続されていますが、弊社は運輸安全委員会の調査に全面的に協力すると共に、社内調査に基づいた再発防止と対応を実施致しました。引き続き、皆様方の信頼回復に向け、会社をあげて安全運航の維持に取り組んでまいります。

また、弊社は、毎年7月を「安全推進月間」と定め、安全強化に向けた取り組みを行っています。さらに常日頃から社員が「安全運航」について考える機会・場所を設け、全社一丸となって弊社の安全理念の一つである「お客様の笑顔は確かな安全から生まれる」を念頭に置き、安全管理システムの改善を継続しています。

お客様に安心してPeachにご搭乗頂き、目的地に到着された時に、お客様が笑顔で降機されていく姿があつて初めて「安全が確保された」ものになると考えております。お客様の笑顔のために「安全」を最優先事項と位置づけ、「安全」を守る仕組みを確かなものとし、社員一人ひとりが「安全」を追求し、責任ある誠実な行動を引き続き実践してまいります。

2019年度、弊社はバニラ・エア株式会社と統合します。独自性を維持しつつ、これまで以上にPeachらしさを発揮しながら航空業界の枠にとらわれないイノベーション、チャレンジを続け、新しい体験価値の創造を行います。これからも皆様の変わらぬご愛顧と共に、より一層のご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2018年8月



Peach Aviation株式会社
取締役副社長
(兼) 安全統括管理者 角城 健次

目 次

第1章	輸送の安全を確保するための事業運営の基本的な方針	
1-1	安全理念.....	4
1-2	安全にかかわる方針.....	5
第2章	安全上のトラブル	
2-1	安全上のトラブル発生状況.....	6
第3章	安全に関する目標	
3-1	2017 年度安全目標の達成状況.....	9
3-2	2018 年度の安全目標.....	9
第4章	安全管理システム	
4-1	安全にかかわる機能・役割.....	10
4-2	安全にかかわる組織・役割.....	11
4-3	各組織の人員.....	14
4-4	運航乗務員、客室乗務員、整備従事者、運航管理者の人員.....	14
4-5	日常運航の支援体制.....	14
4-6	日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバック体制.....	16
4-7	安全に関する社内啓発活動.....	19
4-8	使用している航空機に関する情報.....	20
4-9	路線別輸送実績.....	20

第1章 輸送の安全を確保するための事業運営の基本的な方針

Peachでは、安全運航のため「安全理念」および「安全に係わる方針」を掲げ、安全は社会への責務と位置付けて業務を遂行しています。

1-1 安全理念

安全理念

1. 安全は社会への責務であり経営の基盤

安全は、お客様の生命、身体あるいは財産を守ることであり、社会的責任です。この責任を果たすことができなければ、企業としての存立はありません。安全を維持、向上させて行くことは企業の発展には不可欠であり、経営の基盤となるものであると考えています。

2. お客様の笑顔は確かな安全から生まれる

お客様を目的地まで安全にお届けすることは、当然のことです。しかしながらこの「当然のこと」なくして、お客様、そのご家族、ご友人そしてPeach社員の笑顔はあり得ないと考えます。またお客様の笑顔なくして我々Peachの事業は成り立たないものでありお客様の笑顔のためには、安定的かつ絶対的な「安全」が必要です。

3. 安全のためなら立ち止まる勇気を持つ

疑問のあるまま先に進めると、取り返しのつかない事態になることもあります。安全に少しでも疑問があれば、疑問をクリアにするために立ち止まり、クリアになってから先に進む。立ち止まったことにより、運航に影響が出たとしても、安全を確保するためであれば、立ち止まる勇気を称賛する文化を築くことが重要と考えています。

4. 確固たるチームワークで安全を維持向上

安全運航は、数多くの組織、部門がお互いに協力し連携しあって各々定められた業務を確実に実施することで初めて達成されるとの考えに基づき、お互いの理解や信頼で、確固たるチームワークを築いて、部門間、組織間で確実な業務を行い継続的に安全性を維持向上させることが必要と考えています。

安全に関わる方針

1. 安全最優先の原則
2. 関連法令等の遵守
3. 報告の奨励
4. 提案・提言の尊重
5. 安全管理システムの維持向上
6. 不法妨害行為の防止
7. 安全活動への参加
8. 情報の伝達・共有と公開

第2章 安全上のトラブル

2-1 安全上のトラブルの発生状況

2017年度に発生した安全上のトラブルの発生状況は以下の通りです。

- (1) 国から受けた行政処分または行政指導等
→ 行政処分または行政指導等はありませんでした。
- (2) 事故
→ 航空事故は発生していません。
- (3) 重大インシデント
→ 重大インシデントが1件発生しました。

<概要>

2018年3月24日、MM151 大阪(関西)ー福岡線は福岡空港着陸後、前脚の不具合により滑走路上で停止する事象が発生しました。本事象は、航空法第76条及び航空法施行規則166条の4に基づき、航空局に重大インシデントとして認定され、現在運輸安全委員会における原因調査が行われています。弊社は運輸安全委員会の調査に全面的に協力すると共に、社内調査による原因分析に基づいた再発防止策の策定と対応を実施致しております。

- (4) 安全上のトラブル

<概要>

安全上のトラブルとして「航空法第111条の4に基づく航空局への報告事象」が64件ありました。事象別の発生件数は下記図をご参照ください。

Peachは発生した全ての「安全上のトラブル」に対して、担当部署において原因を分析の上、必要な改善・再発防止策を進めています。

①	航行中に航空機の構造が損傷を受けた事態	1
②	航空機に装備された安全上重要なシステムが正常に機能しない状態となった事態	17
詳細	発動機、プロペラ、回転翼及び補助動力装置	1
	与圧系統	2
	操縦系統	2
	表示、警報	10
	着陸装置、ブレーキ及びタイヤ	1
	航法システム及びエア・データ・システム	1
③	非常用の装置または緊急用具が正常に機能しない状態となった事態	7
④	運用限界の超過又は予定された経路若しくは高度からの著しい逸脱	5
⑤	緊急の操作その他の航行の安全上の緊急の措置を要した事態	4
詳細	航空機の緊急操作を要した事態	4
⑥	その他の事態	30

<Peachによる「航空法第111条の4に基づく航空局への報告事象」の詳細>

① 航行中に航空機の構造が損傷を受けた事態

- ・着陸後、前脚部を損傷する事象が1件発生しました。
本件は重大インシデントに認定されています。

② 航空機に装備された安全上重要なシステムが正常に機能しない状態となった事態(計17件)

- ・鳥衝突によるエンジンへの損傷事象が1件発生しました。
 - ・与圧システムの故障事象が2件発生しました。
 - ・操縦システムの故障事象が2件発生しました。
 - ・表示・警報装置の故障事象が10件発生しました。
 - ・着陸装置の故障事象が1件発生しました。
 - ・航法・エアデータシステムの故障事象が1件発生しました。
- いずれの事象も原因となった部品の交換等の整備処置及び動作確認を実施しました。

③ 非常用の装置または緊急用具が正常に機能しない状態となった事態

- ・航空機用救命無線機の不具合が7件発生しました。
- いずれの事象も原因となった部品の交換等の整備処置及び動作確認を実施しました。

④ 運用限界の超過又は予定された経路若しくは高度からの著しい逸脱

- ・運用限界制限速度を超えての運航、管制指示高度からの逸脱が5件発生しました。
運航乗務員の速度監視の不足により発生した事象に対しては、再発防止策として事例周知・注意喚起・再訓練などの対策を講じました。いずれの事象も整備手順に則り機体確認を実施し不具合の無いことを確認しました。

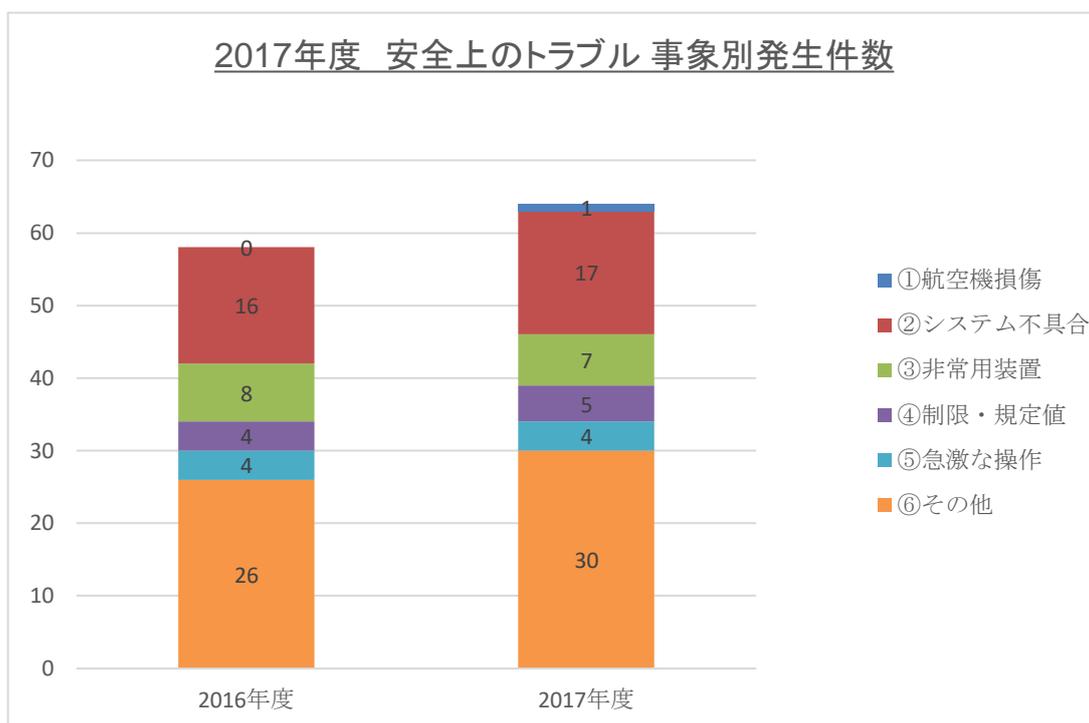
⑤ 緊急の操作その他の航行の安全上の緊急の措置を要した事態

- ・TCAS RA (航空機衝突防止装置の回避指示)により回避した事態が4件発生しました。
いずれのケースも設定されたシステム上の基準に従って装備機器から警報が発せられ、航空機はその指示に従うことで適切な回避ができており、深刻な事態に繋がるものではありませんでした。いずれの事象も原因となった部品の交換等の整備処置及び動作確認を実施しました。

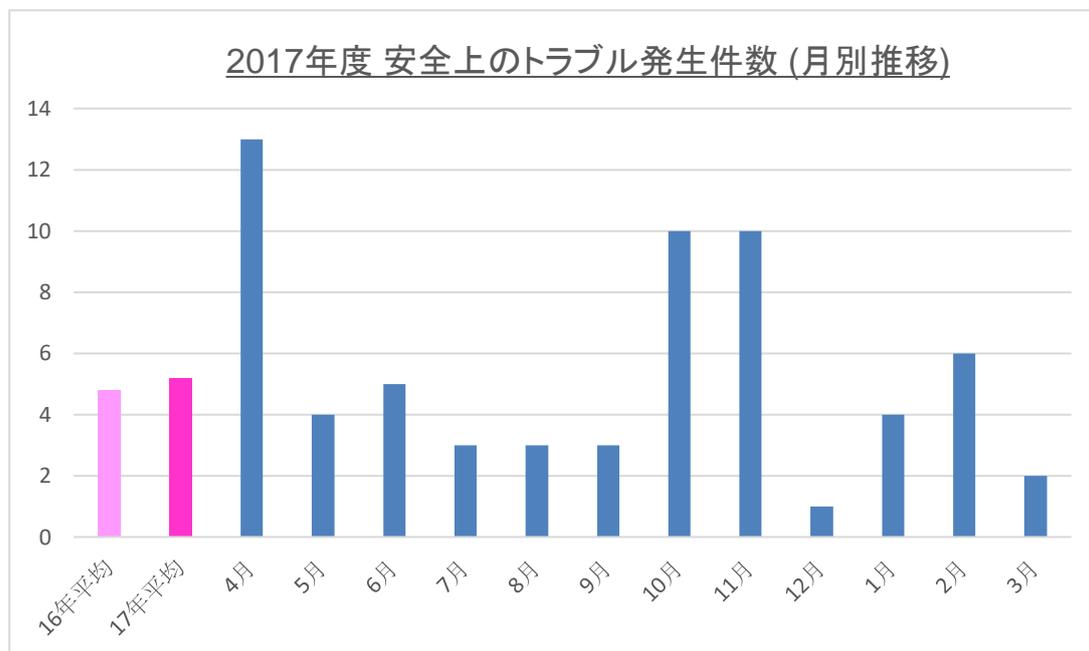
⑥ その他の事態(計30件)

- ・OCC(オペレーションコントロールセンター)において航空機の自重・重心位置に関わる事態が1件発生しました。
- ・整備本部において航空機構成部品の外れに関わる事態が1件、自社整備作業に関わる事態が2件、整備委託先による整備作業に関わる事態が18件発生しました。
- ・運航本部において、後方乱気流からの回復操作が1件、客室乗務員による出発前点検にかかわる事態が4件、運航乗務員の乗務割当における事態が1件発生しました。
- ・オペレーション本部において航空情報伝達における事態が1件、航空保安に関わる事態が1件発生しました。

2017年度 安全上のトラブル 事象別発生件数



2017年度 安全上のトラブル発生件数 (月別推移)



第3章 安全に関する目標

3-1 2017 年度安全目標の達成状況

2017 年度 安全指標・安全目標値に対する結果

- ① 航空事故発生件数:0 件
<目標達成状況>
・航空事故の発生はなく、目標を達成しました。
- ② 重大インシデント発生件数 :0 件
<目標達成状況>
・重大インシデントが 1 件発生し、目標達成には至りませんでした。
- ③ ヒューマンエラーによる事態報告件数(航空法第 111 条の 4 による義務報告事象) :12 件以下
<目標達成状況>
・事故・重大インシデント発生件数をゼロにすべく、その前兆指標としてヒューマンエラーによる義務報告件数が 14 件発生し、目標達成には至りませんでした。
- ④ 安全教育の実施率(Peach 安全教育受講率) :100%
<目標達成状況>
・当社の安全理念、安全に係わる方針や安全管理体制の概要を理解させるための教育を実施し、安全文化の醸成へ取り組みました。入社時のオリエンテーション時に教育を行ったことから 100%の実績となり、安全目標を達成しました。
- ⑤ 安全教育の実施率(ASEC 受講率) :100%
<目標達成状況>
・ANA グループ安全教育センター(ASEC)による安全教育の受講を全社員に課し、安全意識の向上に取り組みました。出張 ASEC(ASEC の教官が出張で教育を行う制度)を含む年度計画に基づき、受講管理を厳格に行うことで 100%の実績となり、安全目標を達成しました。

3-2 2018 年度安全目標

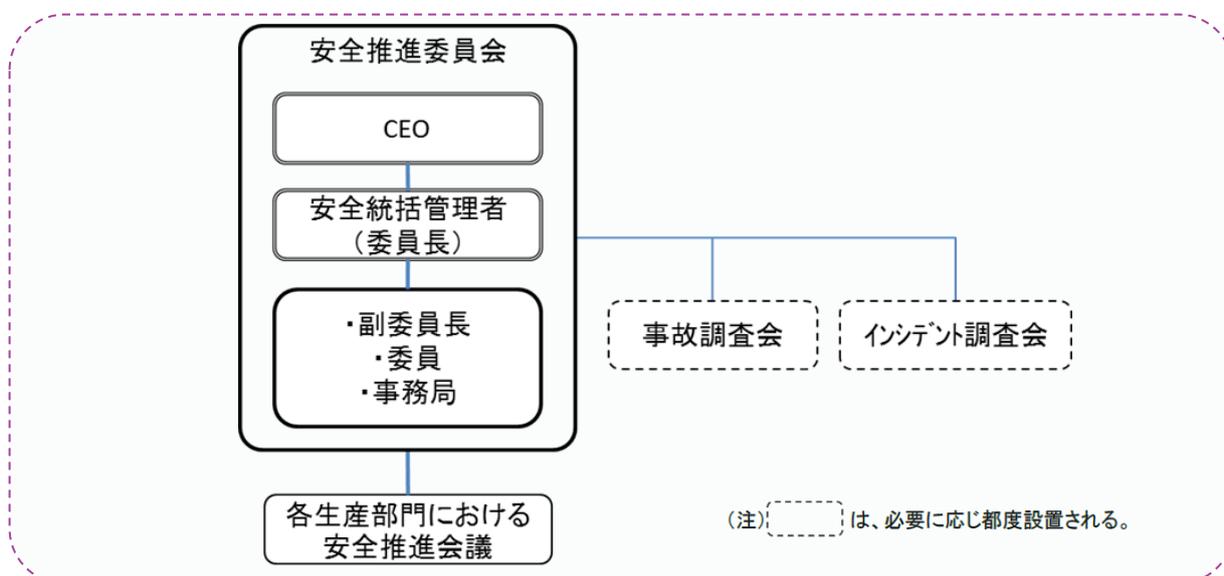
2018 年度 安全指標・安全目標値

- ① 航空事故発生件数:0 件
- ② 重大インシデント発生件数:0 件
- ③ ヒューマンエラーによる事態報告件数(航空法第 111 条の 4 による義務報告事象)
:12 件以下

第4章 安全管理システム

4-1 安全にかかわる機能・役割

(1)安全推進体制



(2) 安全管理システムにおける役割

① 最高経営責任者 (CEO)

安全に関する最終責任者として、世界最高水準の安全を担保するため、安全理念および安全に係る方針に基づき、安全にかかわる施策の実現と推進に主体的に関与します。

② 安全統括管理者

安全管理の取り組みを統括的に管理する責任者として、安全マネジメントシステム (SMS) の継続的改善を推進し、安全監視を行うと共に、安全施策・安全投資の決定など安全に関する重要な経営判断に直接関与します。

③ 安全推進委員会

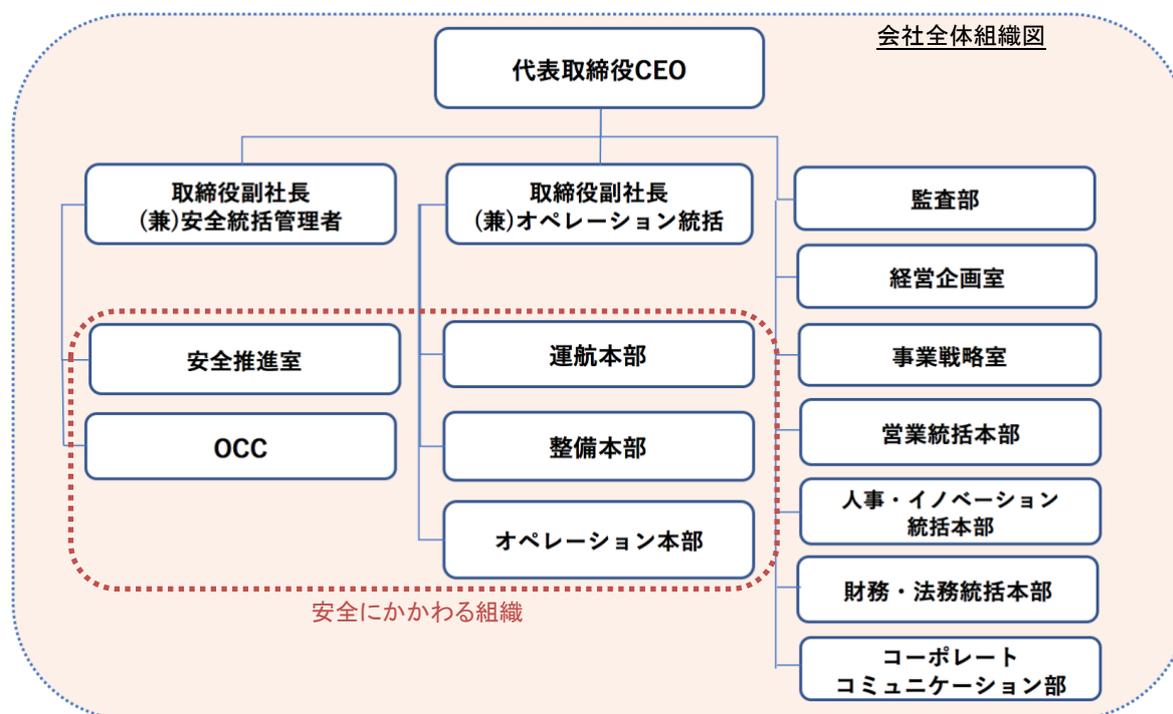
安全に関する意思決定機関として安全推進委員会を設置しています。当委員会は航空事故の発生を未然に防止し、航空の安全を確保するために、安全についての会社の方針を決定、社員に対して安全についての啓発を図り安全意識を昂揚させるとともに、各部門間の意思疎通を促進して、安全体制の強化を図ることを目的とし毎月定例開催しています。

④ 各生産部門における安全推進会議

各生産部門 (OCC・運航本部・整備本部・オペレーション本部) における SMS の継続的改善を図るため、生産部門毎に安全推進会議を設置し、毎月定例開催しています。また、安全推進委員会と連携して安全にかかわる PDCA サイクルの継続を目的としています。

4-2 安全にかかわる組織・役割

(1) 会社全体組織図(安全に関わる組織)



(2) 安全にかかわる各組織の役割

① 安全推進室

社内の航空安全推進の統括を行います。安全推進委員会、運航リスク・マネジメント会議の事務局を行うと共に、内部安全監査、整備監査を通じて、安全性の向上に努めます。従業員に対する安全教育を行っています。

② OCC(オペレーションコントロールセンター)

OCCにおける運航統括責任業務、運航管理業務を担当し、日々の安全なオペレーションを堅持する中心的役割を担います。運航統括責任者は、イレギュラーにおける運航方針を関係部署と調整し、迅速かつ的確な意思決定を行い、方針決定後は速やかな情報発信と周知を行います。運航管理業務および運航支援業務、飛行監視業務、ロードコントロール業務は、運航管理基地である関西空港のOCCに配置された運航管理者が一元的に管理をし、機長とともに安全運航を行っています。

③ 運航本部

運航本部は、業務推進部、運航推進部、訓練審査部、乗員部、客室部から構成され、以下の業務を担当しています。

1) 業務推進部

運航本部における総務、経理、乗員計画等に関する業務を執り行っています。これらの業務の一環として、運航乗務員の資格管理、乗務スケジュールの作成、健康管理等も行います。

2) 運航推進部

航空機の運航に関する基準および操作手順の設定等の総合企画調整、飛行場、航空路情報の総合管理を行い、規程として「運航規程第一巻、二巻」、「Operations Manual」、「Flight Crew Operating Manual」等の規程類の維持管理を行います。またインシデントやアクシデントの発生を把握し、航空局や必要に応じて関連官庁に報告します。

3) 訓練審査部

運航乗務員の資格取得、維持に関する基準を定めた「Qualifications Manual」の維持管理を行います。また機長要員、副操縦士要員に対する初期訓練(資格取得)、定期訓練、定期審査に関し、訓練計画の策定ならびに訓練、審査を実施するとともに乗員の技量管理にかかわる業務を実施します。

4) 乗員部

機長、副操縦士による乗務の実施および日常運航におけるモニタリングの実施や、指導機長による運航乗務員の技量管理、路線訓練等を通じ、安全運航に努めています。

5) 客室部

客室乗務員による乗務の実施および客室乗務要員に対する初期訓練(資格取得)、任用訓練、定期訓練にかかわる業務を実施します。また客室乗務員の資格取得、維持に関する基準および操作手順等の設定・維持管理を行います。

④ 整備本部

整備本部は、整備企画推進室、品質保証部、整備管理部、整備部、メンテナンスコントロールセンターから構成され、以下の業務を担当しています。

1) 整備企画推進室

会社の事業計画に基づき、整備部門の体制構築ならびに実行計画の総括を行い、予算、人事、人材開発・教育、情報システム等、整備部門の基盤構築にかかわる業務を実施しています。

2) 品質保証部

整備部門の品質保証および品質管理にかかわる方針ならびに体制構築の総括を行い、規程・基準の維持管理、航空機の耐空性の維持確認、品質管理活動、整備士の資格管理、教育訓練の計画・実施管理を実施しています。

3) 整備管理部

技術、整備計画、資材統括管理の 3 課で構成されており、航空機の整備にかかわる管理業務を担当しています。

- 技術課

航空機材の仕様検討、整備方式の設定、整備要目および整備手順書の維持管理、技術指令の発行(不具合修復方法の策定および指示等)、信頼性管理、新規技術の調査・研究等、航空機材の技術管理業務を実施しています。

- 整備計画課

整備要目および技術指令に従う短期および中長期的な整備実施計画の策定と、同計画に基づく整備作業指示を行うと共に、航空機の整備委託に関する管理業務を実施しています。また、整備作業に使用する予備品等、施設設備の修理・保管管理、およびそれにかかわる消耗品の調達、廃棄物の管理業務を実施しています。

- 資材統括管理課

整備作業に使用する予備品等、施設・設備の調達方法の企画および調達、予備品等の調達の選定・評価、契約、管理業務、また、装備品の整備委託に関する選定・評価、契約・管理業務を実施しています。さらに、ワランティおよびギャランティにかかわる権利取得調整、取得した権利の履行にかかわる総括管理業務を実施しています。

4) 整備部

日常運航に係る航空機整備作業およびそれに付随する整備記録・作業実績の作成管理、ならびに施設設備の日常管理を実施しています。

5) メンテナンスコントロールセンター

不具合発生時の整備本部内の総括指揮およびオペレーションコントロールセンター内での諸調整を総括、運航中に発生する整備にかかわる不具合修復、およびそれに付随する技術支援、生産支援等を統括しています。また、慢性的に発生する整備にかかわる不具合、および修理持越し中の不具合に対する管理業務を実施しています。

⑤ オペレーション本部

オペレーション本部は、空港業務推進部、グランドオペレーション部、所長空港統括部、委託空港統括部、関西空港所、那覇空港所から構成され、以下の業務を担当しています。

就航空港における旅客ハンドリング、ランプハンドリング等、地上取扱業務は委託していますが関西空港、那覇空港、新千歳空港、成田空港、福岡空港、仙台空港では空港所長ならびに空港担当者(ステーションオフィサー)を配置し委託管理を含めた管理業務を実施しています。

上記以外の就航空港においては、業務委託先の中から空港代表者を選任し、委託業務管理を除く全ての業務を委託し実施しています。

1) 空港業務推進部

空港業務管理、旅客ハンドリング、危険物および航空保安等に関する業務プロセス、指針、手順と教育訓練策定を担当しています。

上記に関する会社・部のマニュアルや資料を更新および維持管理し、各種法令や規則に準拠するよう情報を発信し、各就航地への情報のアップデートをしています。

空港業務の委託先を認定するにあたり、委託先の業務手順や教育訓練が会社の定める基準を満たす、あるいは上回るかの精査・評価を実施しています。

高品質、安全、効率的な業務遂行を確立・維持するため、各就航地・委託先に対する定期・臨時的監査を行っています。指揮系統にとらわれず横断的に情報を共有することで、全就航地の業務プロセス・手順を共有しています。

2) グランドオペレーション部

空港業務推進部と連携し、ランプハンドリングに関する業務プロセス、指針、手順と教育訓練策定、グランドコントローラー(GC)の業務を遂行します。

3) 委託空港統括部

自社空港所長を配置していない国内及び海外空港の委託業務管理を担当し Peach の安全ならびに品質の醸成を遂行します。

4) 所長空港統括部

空港所長を配置している新千歳、成田、福岡、仙台空港における日常のオペレーション統括、委託業務管理、各種関係機関との折衝を行い、Peach の安全ならびに品質の醸成を遂行しています。

5) 関西空港所・那覇空港所

Peach のハブ空港として、施設や人員に関する運営・人事・委託業務の管理を行い、品質管理、評価、報告を通じて適切な作業計画、予算策定、進捗管理、人員配置、権限の委任、調整、監督を行うことで就航地の業務機能の維持・確立を図ります。イレギュラー運航が発生した際に乗客・乗員・航空機と地上従業員の全般にかかわる管理を行います。

4-3 各組織の人員

(2018年3月31日現在)

組織	人員
安全推進室	6名
運航本部	644名
整備本部	103名
オペレーション本部	102名
OCC	33名

4-4 運航乗務員、客室乗務員、整備従事者、運航管理者の人員

(2018年3月31日現在)

職種	人員
運航乗務員	224名(訓練生を含む)
客室乗務員	348名
整備従事者/確認主任者	57名(うち、確認主任者 23名)
運航管理者/ 運航統括責任者	12名(うち、運航統括責任者 10名)

4-5 日常運航の支援体制

(1) 運航乗務員の訓練審査

① 訓練

QM (Qualifications Manual:訓練審査規程)の基準に基づき、運航乗務員要員に対する任用訓練ならびに現役運航乗務員に対する定期訓練を実施しています。

訓練の実施方法別では、座学訓練、FFS(Full Flight Simulator: 模擬飛行装置)訓練、路線訓練があります。

定期訓練は、運航乗務員の技量の維持・向上を図るため定期的を実施しており、6か月ごとにFFSで訓練を実施し、国土交通大臣の指定訓練であるLOFT(Line Oriented Flight Training)も導入しています。

② 技能審査

初期技能審査は FFS を使用し、航空機の故障、悪天候等を再現させて行われます。初期路線審査は運航便(実機)にて実施しています。

③ 定期審査

FFSによる技能審査および運航便による路線審査をそれぞれ年1回実施しています。

(2) 客室乗務員に対する定期訓練および審査

① 定期訓練内容

客室乗務員訓練審査規程に則り、各シラバスを自社と ANA の訓練施設で実施します。各種緊急事態、緊急脱出、非常用装備品、非常脱出口について座学と実技で学習します。危険物輸送に関しては座学のみ実施します。緊急脱出に関する訓練は、運航乗務員と合同で実技を行います。

② 審査の内容

Cabin Attendant Manual の内容に関して、筆記審査および実地審査を行います。

(3) 整備従事者に対する定期訓練および審査

① 訓練

当社の整備規程および業務規程に基づき、資格者を養成するための養成訓練および資格者の技量維持を目的とした定期訓練を実施しています。

訓練の実施方法としては、座学、実技による訓練および実務(OJT)訓練があり、各訓練に適した形態にて行う方法を選定しています。定期訓練については、2年度毎に最新の知識・情報の付与および技量維持を図るために実施しています。

② 審査

資格者の選任・任命にかかわる審査は、該当する資格毎に定めた訓練実績、業務経験、保有資格等、資格要件と審査基準への適合確認により実施しています。

(4) 運航管理者の訓練審査

運航管理者訓練審査規程に基づき、以下のとおり実施しています。

① 訓練

1) 初期訓練

運航管理者要員を運航管理者に任用するための訓練を実施しています。

2) 定期訓練

運航管理者に定期的に訓練を実施しています(1年ごと)。

3) 随時訓練

主に運航管理者が会社の運航管理業務を実施するうえで必要な実業務にかかわる知識および技量を付与する訓練を実施しています。

② 審査

1) 運航管理者初期審査

運航管理者初期訓練を終了し、運航管理者として任用するにあたり、審査を実施しています。

2) 運航管理者復帰審査

運航管理業務を連続して12ヶ月以上離れた後に、再び運航管理者としての技術資格を認定するに際しての審査を実施しています。

3) 運航管理者臨時審査

運航管理者として必要とされる技量および資質について疑義が生じた場合の審査を実施しています。

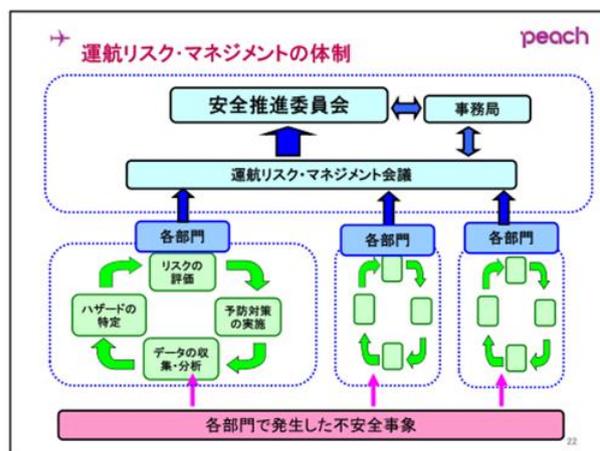
4-6 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバック体制

以下の方法により、全社のおよび各部門において、日常運航にかかわる問題点の把握と現場へのフィードバック、不安全事故の防止に努めています。

(1) 全社的取り組み

① 運航リスク・マネジメントの体制

日常発生する不安全要素から予想される危険に対する未然防止や不安全事故の再発防止対策の適切な実施を推進します。重要事案は安全推進委員会を通じて、会社の安全管理体制について客観的な進言を行います。



② 運航リスク・マネジメント会議

日々の業務を遂行する中で報告される事象や運航モニター結果から、事故やインシデント等に至る可能性のある不安全な要素を特定して事前に対応するために毎月定例開催しています。

(2) 各部門の取り組み

① OCC

1) 主な会議体

OCC の安全品質を向上させる為の議論、課題・要望の情報共有を行うことを目的として、運航管理者 MOD のメンバー全員が参加出来る会議を 1-2 回/年を目処に実施しています。また、更なるコミュニケーションの深化および課題改善に向けて迅速な対策を取ることを目的としオペレーションコントロール部管理職会議を月例で実施しています。

2) 主な情報収集方法

a) Dispatcher/MOD(運航統括責任者)レポートの起票

日常運航において通常と異なる事象が発生した場合、必要に応じて Dispatcher/MOD レポートを起票します。その発生原因の分析を MOD/運航管理者間、または関連部署と行い、必要な対策を講じ、AOC Bulletin などを用いて情報の共有およびフィードバックをします。

b) 業務日誌への記録

オペレーション記録を通じて課題の提起を行い、オペレーションコントロール業務課が内容の確認関連部署との調整をして課題改善を図っています。

c) WEB 管理による申し送りノートの活用

各人が入手した情報や、Bulletin にするまでもないがメンバーに対して迅速に発信したい情報がある場合に、各人が自由に書き込み及び閲覧が出来る WEB 管理による申し送りノートを作成し、情報の共有化に努めています。

d) デイリーデブリーフィングによる情報共有

毎日、早番業務終了後に、MOD、運行管理者および運航管理補助者が、その日の業務の振り返りを行うデブリーフィングを実施しています。中でも、ヒヤリハット事象の有無を積極的に出し合うことで、安全に対する意識向上に繋がっています。

② 運航本部

1) 主な会議体

運航本部安全推進会議

本社内運航リスク・マネジメント会議で評価された全ての運航リスク情報を運航本部安全推進会議において情報共有し、必要に応じて改善のための提言、勧告及び指示を行います。また、疲労

報告書等から報告された運航乗務員の疲労に係る情報については、本部内の疲労管理小委員会で分析・対策の立案がされ、当会議内に設置の疲労管理委員会によりその内容を承認します。必要に応じ改善のための提言、勧告及び指示を行います。

2) 主な情報収集方法

a) FOQA (Flight Operational Quality Assurance)

全運航便の飛行データ解析プログラムの運用により日常運航における不安全要素の抽出及び排除を行い、運航乗務員とともに安全運航を堅持します。

b) 機長報告制度

航空法で定められた機長による義務報告事項に加え、会社としても運航の安全に係る報告事項を定め、実運航における安全に係る事象の発生を把握するとともに、発生した事象について社内の関係する部門と連携し、改善が必要な事項については改善を図っています。

c) Flight Operations Information (FOI)

運航に係る多様な情報を、FOI を使用して運航乗務員への周知を図っています。FOI は社内メールにて全運航乗務員に配信される他、社内イントラネットで常時閲覧できる体制としています。また、運航上重要度の高いものについては、乗員のブリーフィングエリアに掲示して、注意喚起を図っています。FOI は運航乗務員貸与の携帯端末宛に配信され、緊急時も含め常時閲覧できる体制としています。

d) 疲労報告書

運航乗務員の疲労に関する情報を収集し、ハザードの特定を行い、そのリスクを評価し必要な対策を取ることで、運航乗務員の疲労リスクを軽減し、安全運航の向上を図っています。

e) 客室報告書

報告義務のある内容は、Cabin Attendant Manual (CAM) に定義されており、所定の報告書に主客室乗務員もしくは主客室乗務員に指名された客室乗務員が記載して、客室乗務課に速やかに提出します。緊急を要する事象が発生した場合は、客室乗務課長およびスタッフへ Summary を送付します。その他、報告義務はないが、改善が必要と主客室乗務員が判断した事象についても、同様のフォーマットにて客室乗務課に報告されています。

上記報告書を基に周知が必要な項目を客室乗務課長が判断し、NOTICE、Case Study、CAM Bulletin という媒体を使って、周知しています。周知事項は、手順の変更が生じた場合など客室乗務課が必要と判断した時期に、主客室乗務員が乗務前のブリーフィングにてクルーが最新の情報を入手しているか、CAM の差し替えがなされているか知識確認をしています。上記各周知媒体で周知された内容は、主客室乗務員資格取得訓練、新入訓練に引用され知識確認を実施しています。さらに今後の定期緊急訓練にも活用していく予定です。

③ 整備本部

1) 主な会議体

整備本部長および各部室長をメンバーとした“部門安全推進会議”、“整備本委会”をはじめ品質管理にかかわるメンバーによる“品質会議(Quality Review Board Meeting)”、生産管理にかかわるメンバーによる“生産会議”、整備委託管理の一環として、委託先と Face to Face で開催する“整備委託先との連絡会議”などの会議体により、それぞれの管理業務に応じた業務調整および情報共有ならびに問題点の把握と改善を実施しています。必要な項目については各種議事録などの媒体により、出席者以外の部員全員に対して周知および共有を図っています。

2) 主な情報収集方法

日常整備業務に対して整備日誌を部員全員に配信することで、現場での課題・要望事項の第一報として情報共有するとともに、必要な対応を適時図っています。その他、機材および作業品質情報や、技術情報を各主管部署より随時発行し、部員全員に対して、タイムリーな情報の周知・共有を図りフィードバックできる仕組みを取り入れており不具合事例においては、再発防止を図っています。また、ヒアリハット情報の積極的な発信を推進し、未然防止活動に取り組んでいます。

④ オペレーション本部

1) 主な会議体

運航の安全を維持するため、各空港を含む地上取扱業務で発生した不安全な事象について、組織的かつ横断的に安全情報を収集・蓄積・共有し、ハザードの特定を行い、再発防止と未然防止活動を行うと共に、オペレーション本部安全目標達成に向けて一丸となり連携していくことを目的に、安全推進会議“Operations Safety Sub Committee”を月次開催しています。

2) 主な情報収集方法

国内外の全ての空港における情報は、“Peregrine”という情報管理システムに一元的に収集されます。情報には、日常の空港業務の報告から、不安全事象、ヒヤリハット事象を含みます。その他、“Nice Catch”プログラムを設定し、他者の気づき等によって防ぐことができた安全を含む業務上の不具合情報を収集し、表彰することで未然防止活動の積極的な参加を推進しています。

4-7 安全に関する社内啓発活動

(1) ASEC 教育

社員の安全意識向上を図るため、ASEC による安全教育を全社員が受講しています。ここでは、過去に発生した事故の悲惨さを知ると共に、いかにして事故を起こさないようにするかを学びます。

(2) 安全推進月間

全従業員が運航安全の重要性を再認識し、安全文化を醸成することを目的に、各生産本部・安全推進室の活動を通し、航空運送事業許可を取得した 7 月を安全推進月間と定め、2012 年から諸々の活動を実施しています。2017 年度の活動内容は下記の通りです。

#	実施項目	補足説明
1	安全統括管理者による Kick-Off 宣言	安全統括管理者が安全推進月間開始の宣言を行い全従業員に対して同メッセージを配信
2	安全講話 (Safety Talk)	社外から講師を招き安全講演を実施、経営トップをはじめ多くの従業員が参加した
3	御巢鷹山慰霊登山	経営トップ自らが従業員とともに御巢鷹山慰霊登山を行い、安全運航の重要性を再認識
4	安全を考える日	経営トップが主体となり、社員が過去の事故の映像から事故の悲惨さを体感し、安全の大切さについて一人ひとりが考える日を設定し、多くの従業員が参加した
5	安全統括管理者による フロントラインとの安全対話	安全統括管理者が所轄空港を訪問、従業員や委託先従業員と安全について意見を交わした
6	ANA TALKSAFE 参加	全日本空輸株式会社による TALKSAFE に参加し、安全の取り組みを共有
7-1	コックピット体験搭乗	航空機運航の安全を全員で支えていることを理解するため、運航に必要な運航乗務員・整備士・旅客ハンドリング・グランドハンドリングの業務を間近で見ながら説明を受ける、または体験した
7-2	整備士業務体験	
7-3	ステーションスーパーバイザー業務体験	
7-4	グランドオペレーションスーパーバイザー業務体験	
8	ランプ・機内清掃ピカピカ・イベント	異物によるタイヤの損傷や異物吸い込みによるエンジンの損傷を未然に防止するため、航空機駐機場や機内の大規模清掃を実施

5.安全統括管理者によるフロントラインとの安全対話



8.ランプ・機内清掃ピカピカ・イベント



(3) 緊急対応訓練・演習

全組織に亘る総合的な緊急対応マニュアル「Emergency Response Manual」を定め、それに基づき、要員に対して訓練を実施しています。また、万が一に備え、緊急事態発生時に各要員が速やかに役割を果たせるよう、航空機事故、ハイジャック等を想定した演習を定期的実施しています。

4-8 使用している航空機に関する情報

機種	機数	座席数	初号機導入	平均機齢	平均年間飛行時間	平均年間飛行回数
A320-200	20機	180席	2011年	4.05年	3,555.2時間 ^(*)	1,731.0回 ^(*)

2018年3月31日現在

*1:加重平均により算出



A320-200 型機

4-9 路線別輸送実績

当該事業年度における、路線別の輸送実績（有償旅客キロ、座席キロ等）

国内線

路線	有償旅客キロ(RPK)	座席キロ(ASK)	運航実施便数
大阪(関西) - 札幌(新千歳)	517.4	583.4	2,476 便
大阪(関西) - 仙台	290.1	339.7	2,074 便
大阪(関西) - 新潟	7.5	8.2	62 便
大阪(関西) - 東京(成田)	264.6	293.5	2,168 便
大阪(関西) - 松山	36.7	46.0	724 便
大阪(関西) - 福岡	174.0	196.1	1,970 便
大阪(関西) - 長崎	72.5	86.3	740 便
大阪(関西) - 宮崎	60.3	69.0	730 便
大阪(関西) - 鹿児島	153.1	174.3	1,582 便
大阪(関西) - 沖縄(那覇)	399.6	448.1	1,974 便
大阪(関西) - 石垣	187.4	214.4	722 便
沖縄(那覇) - 福岡	226.5	260.7	1,437 便
仙台 - 札幌(新千歳)	61.5	88.7	742 便
札幌(新千歳) - 福岡	88.3	108.4	373 便
東京(成田) - 福岡	245.6	270.8	1,359 便

有償旅客キロ(RPK)、座席キロ(ASK): x1,000,000

国際線

路線	有償旅客キロ(RPK)	座席キロ(ASK)	運航実施便数
大阪(関西) - ソウル(仁川)	384.9	445.4	2,874 便
大阪(関西) - 釜山	57.8	75.7	724 便
大阪(関西) - 香港	500.6	599.9	1,346 便
大阪(関西) - 台北(桃園)	585.9	531.5	1,735 便
大阪(関西) - 高雄	221.9	246.7	700 便
大阪(関西) - 上海(浦東)	141.3	160.2	680 便
沖縄(那覇) - ソウル(仁川)	131.5	163.1	722 便
沖縄(那覇) - 香港	39.4	46.7	178 便
沖縄(那覇) - 台北(桃園)	152.0	169.4	1,437 便
沖縄(那覇) - バンコク(スワンナプーム)	325.5	408.8	726 便
仙台 - 台北(桃園)	75.2	89.8	212 便
札幌(新千歳) - 台北(桃園)	68.4	78.1	160 便
東京(羽田) - ソウル(仁川)	139.5	157.6	722 便
東京(羽田) - 台北(桃園)	250.1	277.7	727 便
東京(羽田) - 上海(浦東)	192.8	212.8	679 便

有償旅客キロ(RPK)、座席キロ(ASK): x1,000,000

Peach Aviation 株式会社
2017 年(平成 29 年)度 安全報告書

2018 年 8 月発行
Peach Aviation 株式会社
安全推進室